

平成25年度 第1回大阪府子ども施策審議会 計画策定部会

日時 平成25年8月7日（水曜日） 午後3時から午後5時まで
場所 プリムローズ大阪 4階 松寿

[事務局] 資料1・資料1別紙 を説明

【部会長】

それでは今から皆さんにご意見をいただきたいと思います。今の論点1、論点2に関するご意見や、「こんな心配もある」といったいろいろな角度からもいただけたならと思います。次の案件もありますので、時間的には25分ぐらいで区切って進めたいと思います。ぜひ、いろいろな角度からお願いいたします。

【委員】

論点1のところでご説明いただいた内容なのですが、1号認定の区域をどのように設定すべきかというところで、現状の数をアンケートで拾うのでしょうか、それとも大前提として、認定こども園になる新制度の数を拾われるのであれば、1号認定、2号認定、3号認定というところで分けして、数を留めていかれるものなのでしょうか、その辺があいまいというか、今のご説明を受けて、逆にあいまいになってしまったのです。

【部会長】

はい。ありがとうございます。事務局さんいかがですか。

【事務局】

1号は1号で見ますし、2号は2号で見ますし、3号は3号見るということでございます。

【委員】

そのようになってくるのですね。

【事務局】

それぞれでどのように区域を設定するかです。

【委員】

ということは、1号設定の認定区域と2号、3号設定の認定区域がずれるという可能性もあるということですね。

【事務局】

ずれてもかまわないということになります。

【委員】

それが需給調整ということですか。

【事務局】

ベースとしては、1号も2号も3号も同じほうが望ましいのですが、「地域の実態に応じて、1号の区域と2号、3号の区域を別にしてもかまわない」と基本指針には書かれておまして、実際、大阪府としては、1号幼稚園認可としては、全域で見ているような状況だと思われまので、それを今後どのようにしていくのかということが、今回の論点ということにさせていただいております。

【委員】

はい。わかりました。

【委員】

今の関連なのですが、ご存じのように、幼稚園というのは、通園バスを運行している園が数多くあって、各園によっては、台数もまちまちなのです。ある園では7台も持っている園もあると思います。そのような園は、非常に広域から子どもさんを集めて、ただし、大阪府の私学審議会や行政の方との合意の中で、「一番最初に乗る子どもが園に着くまでは、40分以上は乗らないようにしましょう」というルールがあって、それによってエリアをある程度限定しているわけです。あまり遠くに行けないようにしているのです。そのようなルールをもって運行していますが、各園によって台数が違いますので、園でバスを使っている子どもは全然違うのです。

片や、保育所の文化は、基本的には保護者の必要に応じて送り迎えされるわけで、バスの運行というのは、バス停に行って何時何分というやり方はなかなか難しいのです。

今、おっしゃった1号認定、2号認定、3号認定の子どもたちが、広域から通う場合には、特に2号認定、3号認定の場合には、保護者の送り迎えが基本にやるとなるのです。

1号認定のエリアの決め方は、今のルールの40分ルールという形で決められてしまうわけです。2号認定、3号認定の場合は、職場の環境とか、自宅から職場のルートとの関係などで、例えば「エリアが職場に近いこの土地に入れたいのだ」となると、いくらその方のエリアを設定しても、「淀屋橋の近くの保育所に入れたいの」と。「私、会社がそこだから」ということになったときに、本当にこのようなエリアの市域の設定、隣接市域のエリア設定ができるのかどうかというのはいかがなものでしょうか。これは住まいを基本にしますね。

私、豊中市ですが、隣の吹田市の保育園に通うのか、豊中市で通うのかは、自宅を中心に考えられているのですが、保護者によっては、大阪市内に行っている人の場合は、そちら側も含めてエリアと考えていただかないと、「ここはあなたのエリア外ですよ」と言われてしまうと、その辺はいかがですか。

【事務局】

利用されるときに確認ということをしていくこととなりますが、今は、確認のときの問題かと思っているところがあります。その上で、そのようなケースがどれくらいあるのかということもありますので、幼稚園みたいに通園バスで、かなり広域で市域をまたいだ利用が一般的だと言われるくらい規模の行き来があるのと、基本的には市の中でまかなうのですが、勤務条件等によっては、「そちらの保育所にも使う場合もありますよ」という保育の場合では、市域を超える頻度というか、やはり違うのかということで、保育の場合は基本的に市域ベースで見ても支障が

ないのかと知っているところです。

【委員】

従来ならそうなのです。従来の幼稚園と保育園とぱっかり分かれた制度の中でやっているうちは、今、おっしゃるとおりなのです。

新しい制度は、私立幼稚園が中心になりますが、認定こども園に組織を変えていくのです。施設型給付に入って、認定こども園に組織を変えていく所が多いのです。

私立幼稚園で、従来預かり保育を受けていた子どもたち、これは例えば100人のうち10人受けていたのか、100人のうち50人受けていたのか、さまざま園によって違っているのですが、1号、2号、3号という認定のあり方になってきますと、従来預かり保育というのは、保護者負担がたかさんあったために、私立幼稚園に預けるには費用がかかるので、「これは少し控えておこう」という方々が、2号認定をいただけるのであれば、きちんと2号認定をもらって、長時間の保育を受けて、自分自身の仕事をするという方が傾向として今後増えるのだと思います。

そうしますと、従来の幼稚園児のタイプの2号認定が増えるのです。今、おっしゃった論理は合わなくなってきます。広域的に、保護者の通勤など、そのようなことを中心にしながら、まず、園選びが始まっていくということになります。

エリアを決めていくという考え方は、今のエリアという意味でも一点、矛盾点があるということと、もう一つは、現在、保育所最低基準と幼稚園の設置基準は、基準が違います。保育所の場合、「一人の子どもに何平米必要である」という保育所の決め方、「何人に何人の保育士が必要」という決め方、幼稚園の場合は、学級制で、これは小学校と同じなのです。今、35人の1学級が認められているということで、担当は一人でいけるという話で、保育所は30人に一人、3歳児は20人に一人という基準があります。このような違ったスケールで供給の量を考えるということ、これは「ノー」ということで、もう一点、現在、保育所は、弾力化しています。というのは、待機児童が多いので、入れない子どもが多いので、もともと60人定員の所は、面積さえあれば、青天井で子どもを収容することができるようになっております。

例えば「保育室はありますが、庭は足りません」という所が、近くの公園を庭にあてて、「それでOKですよ」という話になります。

もし、この新しい制度に移行するときに、「もう弾力化はやめましょう」と。「私たち保育所をやっている者についても、弾力化はしんどいのです」と。「弾力化はやめましょう」と言うと、現在、保育園に入れている子どもたちの数が減るわけです。当然、子どもたちは表にあふれてくるわけです。この子どもたちに加えて、新たなニーズが出てくるという状態に今後なる可能性が非常に強いということです。

この二点は、これを考えるときに一番たたき台になるところで、そこを整理しておかないと、この議論というのは、前に進まない気がします。

【委員】

定員の弾力化ということは、これからは、定員が定員でなくなってきてしまうということがあると思います。

でも、最低基準がある中で、おっしゃった青天井ではなく、それなりの平米数と人材の確保を

しながら、確保させてもらっているということは、やはりわれわれ保育というのは、預かって欲しいというニーズの中で、預かれるだけ精一杯の保育をさせていただいているというのは、時間的にもそうだと思います。11時間保育であるけれども、ほぼお一人にかかる時間というのは、8時間から9時間で収まっています。ただ、園が開いている時間が11時間、12時間という状況の中でさせていただいているので、この区域を分けるのには、基本的には、(案)2のところで見ただけのぐらいの幅がいいのではないかと考えております。

ただ、現実的には、2号、3号で調整しないと、この第三(案)で調整していかないと、多分、市同士の横の関係というのは難しいと思います。

もう一点は、通園バスということも、幼稚園さんが認定こども園になられたら、そのまま1号認定のところに通園バスがあります。われわれも保育園も認定こども園になるときに、幼稚園定員がゼロといった、少数でも新たな認定こども園としては取れるようになってきます。

保育園もある種、通園バスを持てる可能性が出てくるわけです。今の幼稚園、保育園という考え方ではなく、新たな認定こども園の中で、どのように広域を考えるのかということが、今回のベースでないかと感じておりますので、基本的には(案)2のほうであるべきなのかなということで、大きな意味でブロック割りをさせていただく中で、微調整というのは隣の市町村同士ぐらいかと思えます。

逆に言うと、うちは東大阪市の花園ラグビー場のすぐ近くですので、今は、東花園駅のすぐ前に保育園があります。生駒とか、東生駒からの要望はあります。現実的には、準急に乗れば石切から次の駅なので、保護者からすれば「子どもを預けて次の電車に乗れる」とおっしゃいます。

【委員】

それは奈良県ですか。県をまたいでのことですか。

【委員】

当然、県をまたいでるときもあります。市をまたいでるときもありますし、特に北摂地域であれば、豊中市とか、向こうも川西市からということもあるでしょうし、当然、通勤圏の話が出てくると、兵庫県ということも出てくるでしょうし、うちも豊能町で老人ホームもあれば、川西市からも亀岡市からも職員が来ますので、そのように県をまたいでということもあるでしょうし、ある程度飲み込んだ中というか、誤差の範囲で見えていかざるを得ないのではと思います。

【部会長】

ありがとうございます。今、県もまたぐという話が出てきたのですが、事務局では、この図には県をまたぐイメージはおありなのですか。それはあるというように考えていいのですか。

もう一つ、確認ですが、事務局のご発言の中で、「利用者の確認をしていきたい」とおっしゃっていたのですが、今の区域を考えると、利用者によってという意味ですか。

【事務局】

そこは説明不足でしたが、制度上、圏域を定めて、そのような需給の調整をするというステージと、実際に給付は子どもに付いてくるわけですが、その子どもが実際に通っている所をベース

に給付することになりますので、例えばX市の子どもがY市の施設を利用しているということになれば、X市はY市の施設に、「自分の市の子どもがその市の施設を利用していますよ」ということで、その施設を市民が利用したということを確認した上で、その施設にお支払いをします。制度上、そのようなことになっていることを「確認」と言っているわけですが、市域を超えた利用というのは、需給調整の段階でも考慮しなければいけないですが、最終的には確認の段階で、自分ところの市民がどこの市の施設に何人いるのだということがわかれば、そのような給付については支障がないと思っています。

【部会長】

「40分ルール」や、「働く場所に1時間半かけて、お母さんが子どもを連れて行って働いている場合、どのように考えるのか」ということが想定されていないことがあれば、「こんな心配がある」とおっしゃって欲しいという意見としては、想定外という感じでお聞きしておりました。

【委員】

もう一点、地域で言いますと、将来的にはわかりませんが、認定こども園になられたときには、市単位の補助金がどのようになるかわからないですが、現状のお話をさせていただきますと、保育園、保育所という所は、市町村単位の補助金がいくつか付いています。このような補助金が市税で出されているということは、よく言われるのは、他市の子どもさん、東大阪市などですと、児童がいる中で、八尾市さんから子どもをお預かりしたりすると、これも普通に運営費だけの話であれば何ら問題はないのですが、他市からいただける補助金がいただけない、また、東大阪市の子どもさんをお預かりしたときにいただけるべき補助金がいただけないということは、運営費そのままのものでしかないということと、逆に議会とか、納税者の側からするとよく言われるのが、「東大阪市の市税なのに、他市の子どものために」と言われたり、「まだ待機児童がいるのに、なぜ、他市の子どもをお預かりしなければならないの」という理屈につながってしまうことも、今の現状ではあり得ますので、その辺が将来的に広域で見られる中であるならば、いわゆる施設給付だけであればいいのですが、市単位の補助金が残ったりすると、幼稚園さんもどうかわかりませんが、特に保育所の場合は、市単位の補助金が多い市町村が、特に大阪府下は多いものですから、そのようなときの広域的な移動というか、入所がそのことで妨げられないのかということもあり得ると思います。将来的に認定こども園になられたときは、「それは全然関係ないですよ」ということであればいいのですが。

【委員】

難しいと思って聞いていたのですが、普段、幼稚園も保育園にも行けない0歳、1歳、2歳の8割ぐらい在宅でお預かりする事業をしているのですが、感覚的には、この子ども子育て新制度は、何を単位にやっていくのかということに、今、非常に戸惑っていて、市町村単位でするのであれば、市町村単位でやればいいと思っていたのが、保育園は市町村で、しかも、認定こども園は大阪府でということは、これは将来的にもずうっとそうなのかということが単純な疑問です。

これが途中から市町村に移行するのであれば、それは何かどこかの形で一緒にしておかなければ駄目だということが一つと、誤差の範囲で、先ほど他の委員がおっしゃったみたいに、県をま

たがってでも、そこで融通を利かせることができるレベルのものであれば、それを基準に作っておかなければいけないものなのかというのが二つ目の疑問でした。

市町村にしてみたら、多分、「市町村でやりたい」と言うのだろうか、保護者にしてみたら、自分たちが行ける便利のいい広域で、自分が働いているときであれば、そのような使いよい範囲で行きたいと思うだろうし、運営する人にとれば、子どもがいない所にバスを走らせて運営するのはしんどいだろうといろいろ思うと、いろいろな人たちの事情にあわせて、いろいろな基準を作ったりするとややこしくなるから、将来的な見通しを立てて、それほど複雑なルールにならないようにしていけたらいいのにと、素人チックに思いました。

【部会長】

ありがとうございます。確かに、市民の目線で言えば、複雑にならないようなルールを作ることが非常に重要なことだと思います。ほかによろしいでしょうか。

【委員】

区域の設定に関する件についてなのですが、いろいろな形で福祉プランというのは作られていると思いますが、子どもの部分だけでなく、要するに市をまたいでサービスを利用することが、いろいろな部分で起こっていると思います。

例えば高齢者の福祉でも同じで、基本的には市町村レベルで事業を展開しているわけですが、他市のサービスを利用することがよくあるということは、先ほど他の委員がおっしゃっていただいたような利用のパターンです。いろいろな形での利用があるという意味で言うと、似ている部分があるのかと思います。

ただ、計画を作っていくときに、どこかで線を引かないと、それこそ県をまたいだらという話になってくると、徐々に大きくなっていきますので、私の感覚でいくと（案）の2ぐらいの設定でものを考えていくと、先ほどおっしゃった「バスは40分以内」ということですので、大阪府の南から北の幼稚園に行つてということは考えにくいので、そのあたりが割り切っていくときの考え方なのかという感覚は持っていて、その割り切るときに、個別の家庭には事情がたくさんあって、いろいろな利用のパターンがあるということを織り込んだ形で計画を立てていくことがいいのではないかと考えております。

【委員】

1と2の違いというのは何ですか。具体的に教えていただけますか。どのように違ってきますか。

私にとって、3は非常に複雑でよくわからないと思っているのですが、1と2の違いで、何のために現実的にどのように影響しているのかと思うのですが、1と2は何が違うのですか。

【委員】

現在の幼稚園の発想で言うと、この1なのです。別に区割りがないのです。極端な言い方をすれば、岬町の方が豊中市の幼稚園に来ていただいても、親が送ってくるということであれば、それも有りかという話です。そのような方はおられません、ただ、川西市とか、宝塚市から豊中

市に通われている方は私を含めてたくさんおられます。

ただ、従来、保育所の場合、市域をまたぐだけでも、その市よっての単位補助があるということで、豊中市にあって吹田市にない、吹田市にあって豊中市にないというものも現実にあって、保護者の方々にすると、「とても違うね」という話ですし、われわれ事業者にしても、単独運営費しか入ってこないのです。市が乗せてくれている補助金部分が入ってこないで、あまりその子どもたちが多くなりすぎると、園の運営は厳しくなるというのが現実の姿であったのです。

それがこのような形でブロックのような形を組むと、豊中市と吹田市であれば、「一つのブロックだからいいですね」という話になって、そこでやり取りがなされるということを考えるのであれば、このようなブロック割りもできるのではと思います。

ただ、このブロックというのは、エリアがありますので、「ここはいけます。こちらは駄目です」とブロック分けしたので、そのようなことも起こってくると思います。

この(案)3は、市町村と市町村と非常に小さいブロックになっていますので、これは確かに複雑だと思えます。

【部会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、最初に設定させていただきました4時という時間になったのですが、よろしいでしょうか。このあと事務局に整理をお願いするという形になりますが、この間も皆さんにいただいた意見をまとめて事務局に送らせていただいたり、「ここがポイントではないか」といろいろやり取りさせていただいていますので、そのような形で、私のほうと確認をさせていただきながら、次の審議会で計画の一部としてお示ししていただくことになるかと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

【委員】

この圏域のところで、基本的な私たちの考え方というのが必要だと思うのですが、例えば遠くの施設に子どもを預けた形で、保護者側の便利のためにやっていいのかどうかという話です。その場合、ワークライフバランスの話も別のところでありますが、「そのようになれば、私、9時間まるまる働ける」というふうなことで、「会社の近くに保育所があって、9時間まるまる働いてということが出来る」と。保護者側の立場に立ってみると、それで働きやすくなるということがあるのかもしれませんが、子どもの立場に立ったときに、「通勤時間ラッシュアワーの中でどうなのだ」という話とか、いろいろなことがそこに副次的にくっ付いてきますので、やはり自宅の近くの施設に、できれば歩いて通うという所のほうに価値を置くのか、それは保護者に任せて保護者の判断でやっていただいて、非常に広い圏域でも、その通園も発生してしまうということを前提に話すことによって、僕は、事務局が導かれるときの方向性が変わってくるような気がします。

【部会長】

はい。わかりました。一定、皆さまの議論から、その方向性というところをまとめられますでしょうか。

【委員】

案2について、一つ心配するのは、このブロック割りの根拠というものは何ですかということです。何に基づいてブロック割りをしているのですかということから、もう少し明確にならないと、多分、これが難しいのではと思います。

ブロック割りにしたときに、どこまでの市を区割り制限をかけるのかということが難しいのではないかと心配をしております。

【部会長】

その辺りはいかがですか。事務局では、ブロック割りがイメージとしてクリアにおありになるのですか。

【事務局】

ここでお示しをしているのは、今回、新制度の円滑な導入ということで、市町村と情報交換を密にしていこうということで、「圏域会議」というものを設定させていただいたのですが、そのブロックを当てているということです。

そもそもそのブロックを決めたときには、当然ながら、市町村同士のつながりということを重視して、普段からそのような情報交換がされているとか、あるいは、福祉の事務をすでに共同で処理していると。例えば「障がいの認定区分の審査など共同事務で処理をしています」という塊があったとすれば、それは普段のつながりを重視して、エリアの設定というものをさせていただいております。

どちらかと言うと、行政側の理由で、このようにすれば割と横とのつながりもうまくいくのではないかという視点でもあります。

【委員】

わかりました。利用者としてということで、「隣の市なのに」ということが必ず起こってきます。

【委員】

それもありませんね。ブロックを超えることは絶対にいけないという意味ではないのですね。

【委員】

多分、これは量の見込みを取るために、ほぼこれぐらいのブロック割りで数を揃えて、その上で微調整するのは、「市町村ごとで微調整しましょう」ということだと思います。

まずは「数を揃うためのブロック割りの圏域をどうしましょうか」と言ったときに、私は、2（案）のほうがいいと思うのは、市町村の中でも待機児童がいる市町村でも、待機児童がいない地域という地域があるのです。同じ東大阪市でも、布施地域は待機児童がどんどん減ってきて定員に近い状態で保育していますが、新石切とか、枚岡地域は、まだ待機児童がいる地域であったり、堺市などでも、南区のニュータウンなどは、逆に過疎化、高齢化してきていますので、定員を割っている区のある中で、北区とか堺区は、人口が増える中で待機児童が多い、そのような中

と、市町村の中での待機児童と定員割れが出てきている状況の中で、広域のブロックというのは必要だろうと思いますし、いわゆる電車の線でも一緒だと思います。東大阪市でも、片町線の通っている鴻池新田とかの線と、われわれの近鉄線に乗ると、同じ市町村の中でもぐるっと市内を回らないと通えないです。電車で行くとバスしかないという地域になると、同じ市の中でも鴻池新田から花園に来るよりも、逆に市内の保育園や幼稚園に行くほうが近いという地域も当然ありますので、そのようなこととしておおまかなとこで割っていただくしかできないのかと思います。

【委員】

これは旧行政区ですね。

【事務局】

そうです。

【委員】

豊能町、摂津市とか、7地域でしたか。そのうち大阪市は一つになってくるとか、そのような地域割りが基本ベースになっているということですね。

【委員】

しかも、1号認定を取ったときのブロック割りということですね。すべてでなくて、そこが複雑なところですよ。

【委員】

これは1号認定だけですか。

【事務局】

ということでご提案させていただきましたが、先ほどのお話を聞いている中では。

【委員】

それも難しいことです。2号認定、3号認定か、ブロックか、それとも1号認定だけ作って、2号、3号は別のものだという点、その整備が最初に質問したあいまいな部分です。

【委員】

主婦であれば、(案)1でもいいわけでしょう。

【委員】

そうだと思っていました。それに対して新制度というのであれば、何々だけという1号認定の幼稚園からの移行だけでなく、すべてのエリアをこれで絞っていくのだということなら、ストーンと落ちるのですが、それが広域をさらに狭めることになると思います。

【部会長】

いかがでしょうか。事務局側は、そこまで想定されていなかったと私は見たのですが。

【事務局】

もともとは2号、3号の保育所認可については、各市町村に認可がいつていますので、「そこを単位にしなければいけないですね」というところがもともとありました。保育所2号、3号認可について、例えば大きい圏域のブロックにしても、認可は各市町村になってしまうので、そこは整合性が難しくなってくるので、2号、3号については、各市町村単位にせざるを得ないと思っていました。

【委員】

民間についてはそうだと思います。「大阪府として見ますよ」というエリアをブロック揃えというイメージかと思っていて、読んでいたら、あれ、違う1号だけだと。

【委員】

今の認可というのは、保育所認可ですか。

【事務局】

保育所認可です。

【委員】

利用者からすれば、2号認定もらう、3号認定もらうというのは、別に市町村ではいただくけれども、それをどこに持っていてもいいのではないのですか。

【事務局】

持っていてもいいです。

【委員】

そうですね。

【事務局】

はい。そうなります。

【委員】

量の見込みというのは、保育所の見込みだけではなくて、保育所は、利用の見込みが見込まれた上で、保育所の割り振りができてくるわけで、まず、量の見込みというのは、利用者の見込みですね。

【事務局】

2号もそうですし、認定こども園も出てきますし、そのような見方です。

【委員】

そうすると、範囲が市町村に限らずに、市町村認可というのは、今、おっしゃっているのは、施設認可であって、利用者の認定というのは違いますね。

【委員】

施設型給付の入った幼稚園であれば、市町村の所轄になるでしょう。

【事務局】

施設型給付をわたす市町村です。

【委員】

それと、単独で幼稚園で残っている所は、従来とおりの大阪府が所轄するということは、そこに残ってしまっているのが、1号だけの区域うんぬんという考え方自体が考えられない、保護者側は何のことかわからないと思います。

保護者は、市の窓口に行って、認定をもらって、1号なのか、2号なのか、3、4、5歳であれば、0、1、2歳であれば3号なのかということで、それをもらって、「私は豊中市に住んでいるけれど、吹田市の保育所に行こう」と。「ここのほうが便利だ」と言って行く人がいるということなので、1号であれ、2号であれ、3号であれ、同じ市町村からの認定をもらった方は、それなりの思いでいろいろな所に行かれるので、1号だけではないですね。考えなければいけないです。

【委員】

僕もそう思います。

【事務局】

それは、利用を考えたときはそうなのです。今回は、その前の話として、「供給の部分もこの圏域で見ます」ということですので、「まだ供給する余地があるのかということはこの単位で見ますよ」という性質を持っているというか、そちらのほうが主な目的ということです。

【委員】

このブロック割りをしたときに、紛争が起こらないかと思います。本当にその数をきちんとということですが、ニーズ調査でそれを量るというのは難しいのですか。現段階の調査とニーズ調査です。

【事務局】

どれだけ需要量があるかということは出てくることになります。それに対して、供給がどうかというのは、施設側の意向です。認定こども園になるかということもありますし、施設の定員を積み上げたらどうかということもありますし、いろいろな要素でその需要量を見ながら、すき間があるかどうか見ていくということです。

【委員】

市場の論理の幅をどこにするかということですね。2にするか1にするかですね。

【部会長】

整理をしますと、この提案は供給のための判断と考えるということでしょうか。

【事務局】

という風にわれわれは思っていますが、ただ、大阪府民の方から見たときには、何となくそのように見えないとか、利用の実態とかなりかけ離れているということでは、それはそれでどうかと思うところもあります。

【部会長】

将来的に供給の区割りと、需要の区割りが違ってくることもあり得るという想定ですか。

【事務局】

需要と供給を見るのは、どこかの範囲で見なければしかたないので、そのまま大きい小さいということをどのようにしようかというところなのですが、そのようにして供給された所を利用するにあたっては、先ほどご議論がありましたように、いろいろな市域、圏域を超えた利用があると思います。

【部会長】

皆さまがおっしゃった違ったスケールでいくという、供給と利用者のスケールは違うという形でいくということですか。

【事務局】

別々であると思っていたわけです。そのような前提でこのようなご提案をさせていただいているということです。

【部会長】

本日は、どこまで整理しなければいけないということですか。

【事務局】

本日、結論はいただく必要はないと思っております。最終的に、これは計画に作るまでに着地をさせればよいと思っておりますのと、市町村のご意見も聞いてみるのかどうかというところ

もあります。

【部会長】

今の皆さんの議論から、市町村の意見を聞く必要があるでしょうし、今まで課題として挙がったことを整理していただいて、違ったスケールで量るのかとか、1号認定、2号認定、それぞれ別々なのかとか、これは供給の区域なのだという事は、あらためて認識できたと思っております。

【委員】

もちろん整理ということでお伺いします。この論点の四角の部分の中に書かれていることだけではないですね。これだけでしたら（案）1でいいです。

【事務局】

ではなくて、もう少し広く見ていただけたらいいと思います。

【委員】

いわゆる施設型給付という給付体系の中の施設づくりを今後していく中での供給量ということになると、もちろん論点2のところにも関係してきますが、少なくとも幼稚園は、すでに定員が定められているわけなので、1号認定の子どもたちであれば、大阪府域の中で定員が設定されているので、これは（案）1になります。

ただ、新制度になったときに、「認定こども園の幼稚園型になり、施設型給付に入ります」という幼稚園の施設型給付に入る所が供給量ということであれば、それは1号も2号も、皆さんおわかりでしょうか、2号というのは、長時間保育の3歳、4歳、5歳の幼児のことを2号と言います。3号は、3歳未満の長時間の形で、保育園を利用している子どもたち、3号と言うのです。幼稚園には、1号の子どもと、2号の子どもの2種類が混在するのです。

今は、定員は1号の定員としてもらっている定員を当てはめているのです。3歳、4歳、5歳の短時間の幼稚園単体の保育をする子どもたちの定員は、大阪府で認可されているのです。長時間のそこは認可も何もありません。

今後、長時間のところは何人を入れるかという量を決めていかなければいけません。そのためにこのような話をしています。ただ、ここには「1号だけ」と書いてあるので、そうすると違うのではという話になってきます。

【部会長】

はい。ありがとうございました。では、よろしいでしょうか。

皆さんの意見で案2ということと、1号認定のみではなく、もう一度利用者の枠組みを視点にした意見として今まで出ていたということを少し整理していただいて、また、ご提示いただけたらと思います。

それでは、次のニーズ調査のほうにいきますので、事務局から説明お願いいたします。

【事務局】資料2・資料2別紙 説明

【部会長】

ありがとうございます。リミットというか、時期として市町村にお示ししたいと言っておられたのですが、いつごろの目処でよろしいのでしょうか。

【事務局】

市町村の圏域会議を益明けから設定して回って行きたいと思っております。市町村でも、地方版の「子ども子育て会議」というのが、6月の市町村の定例議会で設置をされている所が多くございますので、1回目の会議の開催が、8月末から9月初めぐらいというスケジュール間となって来ますので、市町村でも、そこは会議のご意見を聞いてということになれば、ひな形は、それに間に合うタイミングでお示しできたらと思っております。

【部会長】

ありがとうございます。非常にタイトなスケジュールで、今、皆さんに必要性、過不足とか、追加していただいたこととか、本日はその辺に集中して意見をいただけたらいいということです。では、限られた時間ですが、はい。どうぞ。

【委員】

この調査のサンプル数が何%というのは各市町村が決めるのですか。

【事務局】

基本的には、国から法定調査の部分もありますので、抽出率とか、抽出の方法というのは示されると考えておりましたが、今回は何も示されないようです。

【委員】

各市町村の抽出率というのはばらばらなのですか。

【事務局】

前回の次世代育成の計画を策定するときには、国から抽出率も含めて示されていまして、一つはそれが参考にされると思います。

【委員】

それと、サンプル数がいくつないと、きちんとした結果として認めないということで、数字はあるのです。例えば40万人であれば、いくらの設定をしないと40万人のニーズ調査にはならないとリミットはあるのです。最低ラインはあるので、そこから上はどのようにするかということで、基本的なものはあると思います。

【部会長】

よろしかったでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

では、皆さん、ご意見よろしく申し上げます。

【委員】

新たに会議で示された4番の中間的な仕組みについて、問19の選択肢に「子育て仲間をつどえるママサークルなどの追加」と書いてあるのですが、唐突過ぎるのではと思ひまして、「ママ」となぜそんなことに言及しているのか、そのところも少し引っかかりました。

問20では、「地域子育て支援事業」と出てきているのに、この問19番では出てきていないので、別に「拠点事業」と事業名にしてしまうことはないのですが、要するに「子育て仲間の集まる場所」でもいいし、「ママサークル」ということに少し引っかかったので、入れるのは賛成なのですが、名前とか、説明とかがあったほうがいいと思ひます。

【委員】

それに関連していいですか。

【部会長】

どうぞ。

【委員】

豊中市には児童館がないのです。僕は、大阪府域の中にも児童館という設備があるかよく知らないのですが、関東には、中学校区に一つ程度、小学校区に一つ程度、児童館があって、高校生が児童と呼ばれる18歳から赤ちゃんまで、午前中には保護者同士のつどいがあったり、放課後は小学生が帰ってきたり、そのような拠点があって、子どもたちの館です。

ところが、大阪府内には、そのような館が非常に少なく、留守家庭なども結局は小学校が担わざるを得ないということで、豊中市では、小学校に子どもたちは夜7時まで残っているのです。本当にそれがいいのかと思ひます。同じ場所に11時間、12時間もいるということよりも、場所を変えて、違った仲間や違った環境、違った刺激、違った経験、そのようなことができるような体制を大阪府内に、区域に広げていくというスタンスに立てば、従来どおりの施設だけが列挙されているということは、足りないと思ひます。

子どもや、例えば子育て中の保護者が「常時つどえる場所が近隣にあったらどうか」と。このようなことが聞けるような設問案というのは要りませんか。小学生が放課後7時までおるわけです。

【委員】

大阪府下、ほとんど放課後こどもプラン、地域によって言い方は違うかもしれませんが、ほとんどが学校に併設されたものです。大阪市内は別なのですか。

【部会長】

大阪市内は、2種類あります。

【委員】

2種類ですね。私、大阪府の放課後こどもプラン推進委員会であちこち回る機会があるのですが、ほとんど学校の中に併設されて、それこそ他の委員がおっしゃるように、うちの学校でも7時まで預かっています。寂しそうに3人か4人がいます。小規模校なのでいるけれども、根本的に僕らも、保護者に「家族団らんでご飯食べましょう」と言っているのですが、そのような時間すらないので、そのような子どもさんにとってこれでいいのかとは思いますが。

要するに一昨日も出ていましたが、親は仕事で精一杯なので、そのような雇用の問題とか、労働時間の問題を是正していかないと、なかなか子育てというのは難しいかと思えます。

【委員】

主語が二つあると思えます。今、おっしゃった保護者のありさまが、非常に厳しい貧困も含めたありさま、この問題と、子どもが主語になったときに、子どもにとって何時に家に帰りたいのか、例えば3歳児の子どもに「君は何時に帰りたいの」と聞いてもわかりません。今、おっしゃったように、家族で食事ができる、夕食がきちんと取れる。その時間帯には、子どもは家族のもとにいるということを考えたときに、子どもを主語にしたときは、ここの設問は変わってくると思えます。

保育の需要という意味では、保護者の需要だけが取り上げられていくというのは、今回はやめたいと思えます。次世代のときはそうだったのです。児童福祉だから、子ども側の視点というのがもう少し浮き出てくるような調査が必要ですね。

【部会長】

委員の方が前回ご指摘してくださった「場所を変えるとか、時間をどうするのか」というところも、番号5で設問の18、19で、「平日の子どもの利用状況」でそこらは網羅されるのではないかとご判断いただいたのですが、少し違うのかと思えます。

【委員】

これは従前型のプログラムしか書いてないのです。ファミリーサポートにしたって、結局サービスの供給手が少なく、サービスを受けたいと思っても、なかなかジャストフィットしない案件とかは市の中にたくさんあります。「ファミサポ」と書いてありますが、実際に機能していません。

「こんなサービスがありますが、利用したい方がいるのだけ」と。ここには児童館は出てい

ません。

【部会長】

終わった後も事務局と議論させていただいたのですが、大阪府の調査で、国ではかなり決められている部分があって、大阪府の独自調査に、そのようなオリジナルのところをもう少し練り込めないかということは、事務局としてもお考えのようなのです。

【委員】

国標準の設問の中に、このような「子育て仲間で集まる等」の文言は入れられるのですか。

【事務局】

削るのはまずいのですが、いくつでも「○(まる)」を付けていいということであれば、それを入れても回答数が影響がないと判断をさせていただいた上で、今回、入れさせていただきました。

【委員】

そういうことでありましたら、問12の1、3ページなのですが、「気軽に相談できる人や場所」ですが、いろいろ書かれていて、幼稚園、保育園の先生方も含めて、児童館の子育て支援施設もないと書いています。

私立幼稚園には、前々知事の太田知事のとくに、私立幼稚園にキンダーカウンセラーという心理職の方に月1回なり、2回なり、4回なり、お越しいただいて、保護者の育児相談とか、育ちの相談など受けられるようなシステムを構築して、現在、420数園のうちの130園強、心理職の人が園内に入ってきているのですが、その人たちが、子育ての悩みとか、保護者自身のしんどさとか、そのようなことに寄り添っていただいているということもあるのですが、できれば、12番目と11番目の間のところに「幼稚園のキンダーカウンセラー」というものを入れていただければありがたいです。結構たくさんの相談をされておられます。

【部会長】

名前というか、資格というか、専門職ですか。

【事務局】

臨床心理士さんです。

【部会長】

スクールカウンセラーみたいな形で幼稚園にキンダーカウンセラーが入っているということですね。

【委員】

スクールカウンセラーと違って、子ども側の寄り添いが多いという状況とわれわれの保護者の側の寄り添いということになります。

【委員】

同じようなことですが、知事認定いただいている地域貢献支援員（スマイルサポーター）というのが保育のほうにありますので、それもあわせてお願いができればと思います。

【部会長】

問12ですか。

【委員】

問12-1の相談する所、相談する場所、高齢と同じように、地域貢献支援員ということで、以前は、育児相談員ということで、部長名でいただいていたのですが、今は知事名でいただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【委員】

養成を受けてですか。

【委員】

カウンセラー研修を受けた上で、つながりができるということで、保育園の中にすべております。

【事務局】

今、6と7で、保育所、幼稚園というところで、保育所にいる保育士さん、幼稚園にいる先生ということですが、これに加えて保育所にいる保育士さんやスマイルサポーターさん、あるいは、7で幼稚園にいる先生やキンダーカウンセラーさん、このような表記で大丈夫でしょうか。それはまた別ですか。

【委員】

6番のところと一緒にしていただくと、通常の保育士と資格を持ったスマイルサポーターとは違うと思いますので、多分、幼稚園さんも同じように、通常の教諭と一緒にではないだろうと思いますので、別枠でお願いできればと思います。保育所にいる貢献支援員（スマイルサポーター）という形で、言葉の説明がいるかもしれません。幼稚園さんもその単語を聞いただけで、すぐにイメージできるかということ、それも難しいかもしれませんので、もしかしたら、文言の説明は少し加えていただくほうがありがたいかもしれません。

【委員】

それと、保育所にいる保育士、幼稚園にいる幼稚園の先生という日本語は何か変な単語だと思います。

【部会長】

国の文言ということですか。

【事務局】

国の標準です。

【委員】

民生委員児童委員がいるのならば、主任児童委員も特に児童に関わる所と思いますので、入れていただければと思います。

【委員】

そうですね。

【部会長】

民生委員児童委員というのは正式名称なので、児童委員と主任児童委員という、一つのカテゴリーでもよろしいですか。

【委員】

そのようなかっこ書きでも結構だと思います。ただ、主任児童委員という言葉は、できればこのようなときにでも知らせていただきたいのと、主に児童を見るということで、主任児童委員の名称がありますので、堅苦しい願いをすみません。

【委員】

民生委員・児童委員ですね。

【部会長】

それが正式です。

【委員】

民生委員児童委員と通常いただいています、僕らは、それにプラス主任児童委員という認定の証をいただいています。

主任児童委員としては、民生のことはあまりやっていないのです。高齢のこと、独居老人の数うんぬんというのはリストとして何もありませんし、子どものことを主にということでやっています。

【部会長】

他はいかがでしょうか。はい。どうぞ。

【委員】

この中では同じ議論されているのですが、多様な保育ニーズと説明があると思いますが、どのような保育を希望しているかという根本的な質問、先ほど他の委員がおっしゃったみたいなの、「どんなときに保育を希望しているか」とか、「どれぐらいの時間を希望していますか」とか、「どん

なときに」とか、保育所のイメージしかないように思われがちなのですが、地域の子育て支援をしていると、「本当に緊急なときとか、困ったときとか、やむを得ないときとか、そのようなときにあれば安心」ということをよく聞くので、そのようなニーズというのは、多分、保育所の待機児童には挙がってこない数字だと思いますが、そのようなニーズはきっとあると思います。

そのようなものを拾えるような設問、どこかということはどうも見つけられなかったのですが、病後児のところとか、事業を意識した設問になっているのですが、うなずいていただいたのでいい知恵があればお願いいたします。

【事務局】

うなずいたのは、プランを作っていくということを前提に調査票が組まれているので、先生方がおっしゃるように、本当に子育てをしている親の気持ちが、そのような制度に乗っ掛かっているかどうかということが結構違うと思います。そこを調査でどのように聞くのかということは難しいと思います。

【委員】

今、ある部分を基準に聞いているんですね。

【事務局】

そうです。

【委員】

3号認定の3歳未満の長時間保育ニーズというものも、当然、数量として出さなければいけないのですが、3号認定の中に、一日2時間だけでも誰か子どもの面倒見てくだされば、私、健康に生活できるという人は世の中にいっぱいいるのです。約8割弱の保護者、家庭で子育てしている人も、楽に生活をしているわけでないのです。

少しでも誰かが見てくれると、かけ込み寺みたいな所があって、ぱっと走って行って「先生ごめん」という感じで頼めたら、もう少しがんばれるという人たちも、白か黒の制度の中で、そのような人もすべて保育所に入れないと、それも8時間、9時間入れないと、駄目だという従来型の制度を前提にニーズ調査をすると、この前の本会議でも言いましたが、結局、白か黒かの選択を親側に迫っていくことになって、「中間的に助けてもらえたら」とか、「こんな館があったら、そこにつどって自分たちでやります」という人たちのことがインスパイアされないで、外部委託の保育になっていくのです。

ところが、その次の親になってくる人たちの育ちなのです。その人たちは完全に外部委託しかできないようなことで、うちの職員でも蚊取り線香を知らない職員がいて、僕は驚愕しましたが、そのような人たちが育ってしまっていますので、多様な子育てが担保されるような新制度になると思うと、ここに大阪府単独の設問でもいいのですが、そのようなものを入れて、「どれぐらい見てもらえればあなたは健康に子育てができますか」というようなことも含めて、国基準として聞けないのであれば、大阪府単独で聞いていくようなことになって、大阪府の中に、そのような中間的な施設が、やはりいくつかできてくるような施策に結び付けていけるようなことにしないと、

従来型の白か黒か、1号か2号か3号かみたいなニーズしか出てこなければ、子どもの育ちが良質なものになっていくような方向性にいかないと思います。

【委員】

「既存の保育サービスで満たされないような保育ニーズがありますか」というような設問はあるのでしょうか。

【事務局】

今のところ、そのようなものはないです。メニュー化された数量を把握したいというのが主眼になっています。

【委員】

今回、せっかくこれほどの数がそろったので、ニーズ調査をしてみたいという思いもあります。保護者の声としてよく聞いているのに、なぜ、この調査票で区切られないのですか。

【委員】

他県の話なのですが、県が補助して、スーパーの中に子どもを預かるサービスをやっている所があります。お母さんが買い物をするときに、ついてくるとはかどらないので、「1時間でも2時間でも見てもらえればいいのですが」ということで、それは国の制度になくて、独自にやっている所があるのです。

これからは、そのようなものは出てこなくて、先生方がおっしゃったように、既存の部分では担えない子育ての困り感というか、子育てのニーズというようなものを拾い上げる項目があると、今のような話も含めて聞くことができるのかと思います。多分、答える方は「こんなの使ってないわ」とか、「こんなの使いにくい」とか、いろいろ思い出しながら答えていくと思います。そのような設問があると、もしかしたら、本当のニーズみたいな項目になるのかと思います。

【部会長】

「もしもこんなのだったら、あなたはどうですか」ということを聞いてみるとか、この間もお話しましたが、自由度がどれほどあるかということですが、そこは事務局のほうではかなり厳しいですか。

【委員】

問18のところで「利用している。していない」を聞いて、利用している方は、内容・サービスを聞かれて、18の2のところで現在の利用時間、(2)で希望を聞いておられるのでしょうか。その辺を少し絡ませるといって、このままでは不十分であるならば、この辺が加味されると、今のご意見のところ少し膨らませられるという気がします。

【部会長】

「既存の施設に限らずお答えください」というものをこの後ろに付けてみるかですね。

【委員】

そうなるとうとうかなというところぐらいです。

それと、今のお話の中でいくと、制度にあってもここに出てきていないのはサテライトであったり、児童擁護などでやっておられる事業などはここに出てきていないですね。ショートステイは出てきてないですね。

【事務局】

後ろの項目で出ています。

【委員】

出ていましたか。26の特別な事情でというところですね。

【委員】

カナダのブリティッシュコロンビア州では、ドロップインセンターという施設があります。そこにはボランティアの方が常勤されていて、いらいらしたりすると駆け込んできて、「少しの間、見てあげるね」と言って、お母さんもサポートしたり、絵本を貸し出したり、おもちゃを貸し出したり、ベビーカーを貸し出してくれたり、これはマイノリティーの方とか、ニューカマーの方のためにもそのような施設がありますが、とても子育てしやすいと言われていました。

そのようなものは、きっと日本で生活している人は知らないから、「どんなことをして欲しいですか」という問に対して、今のところ、白と黒の幼稚園と保育園の枠組みのことしかなかなか頭に浮かばないのです。

というようなことをどのように新しい制度に結びつけるかということは、非常に大きなポイントだと思います。

新しい従来の二元行政から、一体化した子育てだったりすることを応援するプランに変えようとしているので、そのようなものがうまく拾えたらと思います。

【部会長】

私も、前の次世代育成のときに、市町村によっては、別途、お母さんたちは、「本当の声が聞きたい」ということになって、390名のお母さんたちに、保健所に行ったり、広場に行ったり、いろいろな所に行ったり、学生総動員で、自由記述で拾ったら、まったく違う結果が出てきて、そこは受け身の親をつくりたくない、あまりここで私が言うのも何なのですが、このニーズ調査をすると、「行政は何でもやってくれるのだ」という親をどんどんつくるようで、「あなたは何ができますか」という設問を入れたり、今、先生がおっしゃられた親のつながりとか、ドロップインセンターとか、そのようなイメージが親にないので、本当にどんなことを求めているのかということで聞き取りとかもやっています。

要するに法定のニーズ調査を活用するなら、今、委員がおっしゃってくださった「ここに入れられるのではないか」とか、皆さんの趣旨は、一貫して同じ趣旨でおっしゃっていると思いますので、何かできる範囲で入れることと、あと、大阪府の調査のところ、オリジナルでそのカラ

ーを入れていくのかと思ってお聞きしていたのです。

【委員】

国が書き換えていて、変わったら、それに変更してと言われましたが、これは現段階であっても、国は国で改良されていて、ここが変更になったらそれを書き換えるということですか。

【事務局】

昨日の時点で反映できるものは最新版に反映をしまして、項目のやり繰りの点だけでいきますと、今回の提示の13番の国のひな形が修正されたということで、修正した部分は問40の2から9という部分に入っています。

この状態で国の最新のものは反映されているという状態です。

【部会長】

私もこの前の審議会でも、皆さんの意見を計画とかにつなげていくためには、証拠として、調査から出てくる、先ほど他の委員がおっしゃってくださったような、この調査から出てきたものを、計画につないでいきたいので、何とかここにに入れていきたいと思います。

なかなか難しく、他の委員がおっしゃってくださった「だんだん上手になってくる」というのをプランに入れようと思ったら、この調査はとても大事なキーワードだと思いますが、調査にどのように落とし込んだらいいのですか。

【委員】

「子育てしやすい町ですか」ではどうですか。

【委員】

結構勇気がいりますね。

【委員】

ちょうど去年、研修でカナダのプリティッシュコロンビア州に住んでいました。実際、そこで子育てもしておりまして、帰ってきて思うのは、向こうはバギーを押して町に出るのが出やすいですが、こちらは「じゃまだ」というような目が非常に厳しいものがあるので、バギーを押してバスに乗るのに何の抵抗もない町でした。優先してくれますし、空けてくれます。それが大阪府にあるのかということが、多分、そうではないのだろうと、子育てをしているお母さんたちが、「子どもが泣くことが迷惑をかけたらいけないと思わないといけない空気というのがあるよ」と話をしていまして、そのような意味でいくと、子育てしやすい町ですかということですか。

中国から来ている留学生がうちにいまして、今、子育て支援の論文を書いているのですが、「なぜ、大阪は子育てしにくい。中国のほうがしやすい」というイメージを持っています。中国のほうがいいというのは意外でした。

【部会長】

ありがとうございます。例えば「子育てしやすい町ですか」というところに選択肢のヒントが

あります。大阪府独自でないと無理かもしれませんが、どれくらい可能かということもありますので、お願いいたします。

【事務局】

補足ですが、その子育てしやすい町かどうかというのは、実は、経年で府民アンケートを取っていき、数値的にはまだ非常に厳しいですが、今の次世代育成の計画の目標値としては、「40%大阪府民の方からそのように言ってもらえるようにがんばりましょう」という目標を立てているのですが、少し古いですが、平成20年の段階で30.85%です。

【部会長】

「こんなものがあれば子育てしやすい」というものまでは聞いていませんか。

【事務局】

そこまでは聞いておりません。

【部会長】

聞いておかないと上がるヒントがないですね。こんなことがあれば子育てしやすいと評価できるものがある。

【委員】

「何が欲しい」ということが一番聞きたいのです。今回、一番聞きたいところで、本当の声を聞きたいです。

【委員】

関東から来た人は、よく児童館と言います。「ないですね」と言われます。

【部会長】

ある市もありますが少ないですね。

【委員】

大阪市はないですが、去年の時点で33あります。

【委員】

33あるのですか。

【委員】

33ありますが、1市に1箇所ということではなく、偏りがあります。

【委員】

豊中市も市が児童館と呼んでいる所もあるのですが、そこは本当の児童館でないのです。普通の人が使えないのです。

【委員】

子どもを遊ばせる場というものは出てきますよね。

【委員】

あるのに行き場がないということで、大阪市と一緒にです。家にずうっといると赤ちゃんは泣くでしょう。そうすると、虐待通報をされるから、「困った、困った」となって、いらいらしてきます。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、ニーズ調査の非常にタイトなスケジュールでいらっしゃいますので、今の意見を踏まえ、どれぐらい組み入れていただくことが可能なのかということもあるのですが、もう一回文言を丁寧に見てもらって、チャンスだということもおありなので、「ここはぜひ、こんな」という意見を足してもらおうというのは、時間的に不可能ですか。あるいは大阪府の調査は、次はいつごろですか。

【事務局】

大阪府の調査票の設定自体がこれからですので、時間的な余裕があります。市町村のほうは8月19日の週からと思っていますので、作業の期間としては、お盆も含めて一週間から10日ぐらいあるかという状態ですので、そのぐらいの中で、いただいたご意見は反映できるかと思えます。

【部会長】

8月15日ぐらいまでにできますか。14日ぐらいですか。

「ここに入れたらどうだ」と事務局がやりやすいような意見出しをしていただければありがたいです。「ここに入れたら少しでも夢がかなわないかな」とかです。

【委員】

一点、ニーズ調査の表紙のところの「用語の定義」のところ、保育所が「保育を必要とする0歳から5歳児」となっていますが、児童福祉法では「保育に欠ける」だったと思いますが。

【事務局】

ここの文言は、国のニーズ調査のひな形で、ある文言をそのまま取ってきています。

【委員】

完成されたのですか。それは確認していただけますか。

【事務局】

確認します。

【委員】

僕ら、「保育に欠ける」という文言ですっとやってきて、三党合意でそういう文言に改正され、法律の施行はまだだったと思います。法律が「必要とする」ならそれでいいですが、改正（案）が「公布と施行」と書いてあるので、その辺でどのタイミングなのかは微妙なところかもしれませんが、確認をしていただいて、もし、法律がこのままなら、これで結構です。

【事務局】

わかりました。確認しておきます。

【部会長】

ありがとうございます。

【委員】

もう一つだけ。前提条件になりうる市民の方々、答えられる方々の知識の問題なのですが、今回の新しい制度は、今までの幼稚園のまま残りますという所と、施設型給付に入りますという幼稚園と、幼稚園と呼ばれる所が2種類になるのです。

基本的には、民間の保育所はほとんど変わらないですが、施設型給付に入っているということです。

例えば自分がどこに行きたいですかといったときに、単独で幼稚園に入ったら、私学助成の従来の補助金の園に入るのです。そこと、施設型給付の幼稚園に入った方は、こちらは法定代理受領といって、その子ども一人にいくらという値段がついて、この子が入ってきたときに、この子の分を法定代理で受領させてもらうという制度なのですが、幼稚園単独の場合は、保育料を払われて、就園奨励費で所得に応じてバックしていくという方法です。

大きな制度が変わるということは、わからない人は、ニーズを調査されてもわからないと思います。自分が何を選んだらいいのかということがあります。そのようなことが一点です。

これをどのように克服するかというのは、先ほどもありましたが、前文にどこまでわかるように書き込めるかです。調査をする方々に対してです。

そのことと、今、大阪府の幼稚園の3歳児の基準は、25人学級という基準でやっているのです。1学級25人を超える場合は、二人教諭をつけるというような基準になっているのです。保育所の基準は3歳時20名です。

供給量を考えていくときに、どの基準にきちんとしていくのか、先ほど「大阪府のこのようないい制度を国に先がけて発信した」とおっしゃいましたが、それと同じように、大阪府としては、これぐらいの時間で何人に一人の先生がついて子ども側に立って望むべく供給量を提案するべきだと思います。

国が「何人に一人」と言ったからといって、それをそのまま踏襲するという意味でなくて、保育所の一人当たり何平米という基準と、1学級53平米という幼稚園との基準の違いです。入れ

られる人数が違うのです。そのような供給量を考えるときに、そこをどこかの場所ですり合わせなければ駄目です。これは大阪府の基準の中で、いずれやらなければならないもので、それでは供給量が出てこないです。何人入れられるかわからないので、この辺が今後の懸案なので、どこの場面でやるかわかりませんが、本会議でやってもボリュームが大きすぎて細かい議論にならないのならば、ここでたたき台を作って出ささせていただくような形態も必要かもしれませんが、そのようなことが必要なのかと、ニーズ調査の後に、需要量と供給量を精査するときに、その問題は必ず突き当たってくる問題になります。

【部会長】

ありがとうございます。課題の提示をいただいたかと思います。どこかできちんと整理をしていただいて、議論したいと思います。

それでは、ニーズ調査については、8月14日までに、もし、ご意見をこの調査票に加えてということをお願いいたします。15日でも大丈夫ですか。

【事務局】

一週間後ということですね。

【部会長】

お願いいたします。まだ、案件がもう一つありますが、時間がなく申し訳ございません。

【委員】

それはこれに書いてですか。

【部会長】

そうです。ファクス番号が書いてありますので、皆さん、ここに書き込んで、できれば新しいものより「ここをこのように修正したらいいですよ」という書き方でファクスいただければありがたいと思います。それがそのとおりになるかわからないですが、それを含んでいただいたらと思います。

【事務局】資料3 説明

【部会長】

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

今後、この重点施策の中間評価を大阪府こども・未来プラン（後期計画）の進捗状況とあわせて、新計画における課題設定や方向性を決定するための指標になっていくところです。これはこれとして予定どおり進めていかれるということですね。

【事務局】

次の審議会でご報告させていただく予定にしております。

【部会長】

そういうことですが、よろしいですか。ありがとうございます。
事務局からは、これでよろしかったですか。

【事務局】

最終的にアンケートのほうは、ご意見いただいて取りまとめさせていただいたものを「最終にはこのようになりました」というご報告は、また、どのような手段になるかわかりませんが、委員の皆さま方にご報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【部会長】

はい。わかりました。非常にタイトなスケジュールで、皆さんにご意見を積極的にいただきまして、ありがとうございます。事務局の皆さまも大変な作業があると思います。どうぞよろしく願いいたします。